

2020年4月9日
東京臨海高速鉄道株式会社

緊急事態宣言発令に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴いまして、東京臨海高速鉄道では下記の対応をいたします。

なお、いずれの特例措置も基準とする日の翌日から1年間お取扱いいたしますので、引き続き不要不急の外出はお控えいただきますようお願い申し上げます。

1. 通学定期乗車券の払いもどしについて

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、通学先の学校(小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校も含む)が休校となったため、通学定期乗車券(りんかい Suica 定期乗車券、磁気定期乗車券)の払いもどしを希望されるお客さまは、お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を起算日として払いもどしいたします。

- (1)通勤定期乗車券及び大学生相当の通学定期乗車券は対象外となります。
- (2)通学先の学校の最終登校日翌日以降に通学定期乗車券を使用された場合は、本取扱いの対象外となります。
- (3)2020年2月28日が有効期間に含まれている場合に限りです。
- (4)有効期間が1か月以上残っている場合に限りです(使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします)。
- (5)通常の払いもどし同様、220円の手数料がかかります。
- (6)本取扱い期間は、緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。新学期に新しい通学定期乗車券を購入予定のお客さまは、ご購入時に払いもどしを受けることもできます。
例)2020年5月6日(水)に緊急事態措置が終了した場合
→ 2021年5月6日(木)までとなります。
- (7)りんかい線の定期券発売窓口(新木場駅、東京テレポート駅、品川シーサイド駅、大井町駅)にてお取扱いいたします。お取扱い時間は7時00分～20時00分です。

◎ 1.における定期券の払いもどし額の計算方法

2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終使用日とみなします。

①最終登校日(例:2/28)以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220円

※使用済み月数に相当する定期運賃

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせることで算出します。1か月未満の日数は、1か月使用したものととして計算します。(1日使用すると、1か月使用したものととして取扱います。)

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数	1か月	1か月×2	3か月	3か月+1か月	3か月+1か月×2

②最終登校日(例:2/28)以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

⇒ 払いもどし額はありません。ただし、使用日数が有効開始日から7日以内の場合は以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 往復普通旅客運賃×使用日数 - 手数料 220円

③2月28日時点で有効期間開始前(購入した定期券を使用していない)の場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 220円

* 払いもどし額の計算例につきましては最終項をご覧ください

2. 緊急事態宣言発令に伴う定期乗車券の払いもどしについて

2020年4月7日(火)に発令された緊急事態宣言に伴い、在宅勤務や学校の休校等の理由で通勤定期乗車券または上記1. 以外の通学定期乗車券(りんかい Suica 定期乗車券、磁気定期乗車券)の払いもどしを希望されるお客さまは、お申し出日にかかわらず、2020年4月8日(水)を起算日として払いもどしいたします。

- (1)有効期間が1か月以上残っている場合に限り(使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします)。ただし、当該定期乗車券の使用開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額をお返しいたします。
- (2)通常の払いもどし同様、220円の手数料がかかります。
- (3)2020年4月8日(水)以降に定期乗車券(定期区間外のチャージでの利用を含む)のご利用があった場合は、起算日は最終利用日の翌日となります。
- (4)本取扱期間は緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。
例)2020年5月6日(水)に緊急事態措置が終了した場合
→ 2021年5月6日(木)までとなります。
- (5)りんかい線の定期券発売窓口(新木場駅、東京テレポート駅、品川シーサイド駅、大井町駅)にてお取扱いいたします。お取扱い時間は7時00分～20時00分です。

◎ 2.における定期券の払いもどし額の計算方法

2020年4月7日以降の最終利用日を、対象となる定期券の最終使用日とみなします。

①最終利用日(例:4/7)以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220円

※使用済み月数に相当する定期運賃

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせる算出します。1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。(1日使用すると、1か月使用したものとして取扱います。)

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数	1か月	1か月×2	3か月	3か月+ 1か月	3か月+ 1か月×2

②最終利用日(例:4/7)以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

⇒ 払いもどし額はありませぬ。ただし、使用日数が有効開始日から7日以内の場合は以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 往復普通旅客運賃×使用日数 - 手数料 220円

③4月7日時点で有効期間開始前(購入した定期券を使用していない)の場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃(券面の金額) - 220円

* 払いもどし額の計算例につきましては最終項をご覧ください

3. 緊急事態宣言発令に伴う回数乗車券の払いもどしについて

2020年4月7日(火)に発令された緊急事態宣言に伴い、在宅勤務や学校の休校等の理由で回数乗車券の払いもどしを希望されるお客さまは、2020年4月7日が有効期間に含まれている回数乗車券に限り、有効期限終了後であっても所定の計算式により払いもどしいたします。

- (1)有効期間が2020年4月6日までの回数乗車券につきましては本取扱いの対象外となります。
また、2020年4月8日以降に購入した回数乗車券につきましても本取扱いの対象外となります。
- (2)通常の払いもどし同様、220円の手数料がかかります。
- (3)本取扱い期間は緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。
- (4)りんかい線の駅(ただし大崎駅は除く)にてお取扱いいたします。お取扱い時間は各駅の始発～終電です。

◎回数券の払いもどし額の計算方法

当該回数券の有効期間を経過した場合であっても、2020年4月7日に払いもどしのお申し出をされたものとみなします。

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、使用した枚数により、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 発売額 - 当該区間の普通運賃 × 使用済み枚数 - 手数料 220円

*払いもどし額の計算例につきましては最終項をご覧ください

4. ご注意いただきたいこと

- ・通学定期乗車券の払いもどしについては、学校が休校になった時点で使用していた通学定期乗車券をご持参ください。
- ・学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- ・払いもどし時に必要な証明書等は、東京臨海高速鉄道ホームページをご参照ください。

5. 新年度における通学証明書等の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため各学校の休校期間が延長されているほか、2020年4月7日に緊急事態宣言が発令されたことにより通学が制限されていること等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期乗車券を発売いたします。

- (1)新年度に有効な通学証明書の発行または証明書(通学定期乗車券購入兼用証明書を含む)の更新もしくは有効期間の延長を受けていない場合
 - (2)すでに交付を受けた通学証明書の有効期間が満了した場合
- ※学生証及び通学定期乗車券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能といたします。
- ※新入学生及び、中高一貫校や付属校等の場合であっても、通学区分が変更(中学生から高校生への進級等)となる場合は、入学先の学校が発行する新年度の通学証明書を受領した上でご購入ください。

以上

* 定期券の払いもどし額の計算例

①最終登校日もしくは最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

例1) ・2020年1月10日から3か月有効の「東雲⇔大井町」通学定期券（高校生）
・2020年2月28日を最終登校日として、以降休校となり4月10日にお申し出された場合
⇒ 2/28を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した2か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。※1か月未満の日数は1か月に切り上げます

$$\underline{17,160 \text{ 円 (発売額)} - (6,020 \text{ 円 (1か月)} \times 2) - 220 \text{ 円 (手数料)} = 4,900 \text{ 円 (払いもどし額)}}$$

※最終登校日以降に当該通学定期券（定期区間外のチャージでの利用を含む）を使用した場合は、対象外となりますのでご注意ください。

例2) ・2020年3月3日から6か月有効の「新木場⇔大井町」通勤定期券

・2020年4月7日を最終使用日として、以降使用せず4月10日にお申し出された場合
⇒ 4/7を最終使用日とみなし、発売額から既に使用した2か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。※1か月未満の日数は1か月に切り上げます

$$\underline{83,700 \text{ 円 (発売額)} - (15,500 \text{ 円 (1か月)} \times 2) - 220 \text{ 円 (手数料)} = 52,480 \text{ 円 (払いもどし額)}}$$

※2020年4月8日以降に当該定期券（定期区間外のチャージでの利用を含む）を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取扱いますのでご注意ください。

②最終登校日もしくは最終利用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

例3) ・2020年3月21日から1か月有効の「東京レポート⇔大井町」通勤定期券
・2020年4月7日を最終使用日として、以降使用せず4月10日にお申し出された場合
⇒ 使用日数が有効開始日から7日を超えるため、**払いもどし額はありません。**

例4) ・2020年4月1日から1か月有効の「天王洲アイル⇔大井町」通学定期券（大学生）
・2020年4月7日を最終使用日として、以降使用せず4月10日にお申し出された場合
⇒ 4/7を最終使用日とみなし、発売額から既に経過した使用日数分の往復普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

$$\underline{3,760 \text{ 円 (発売額)} - (210 \text{ 円} \times 2 \text{ (往復普通旅客運賃)} \times 7 \text{ (使用日数)}) - 220 \text{ 円 (手数料)} = 600 \text{ 円 (払いもどし額)}}$$

③有効期間開始前の定期券を使用していない場合

例5) ・2020年4月10日から1か月有効の「国際展示場⇔大井町」通勤定期券
・一度も使用せず4月13日にお申し出された場合
⇒ 発売額から手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

$$\underline{13,060 \text{ 円 (発売額)} - 220 \text{ 円 (手数料)} = 12,840 \text{ 円 (払いもどし額)}}$$

* 回数券の払いもどし額の計算例

例6) ・「大崎⇔品川シーサイド」（大人片道普通運賃：280円）の大人回数券（有効期間2020年4月10日まで）のうち、11枚中3枚を使用せず4月13日にお申し出された場合
⇒ 有効期間終了後であっても4/7に払いもどしのお申し出があったものとみなし、購入金額から使用枚数分のその区間の普通運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

$$\underline{2,800 \text{ 円 (発売額)} - (280 \text{ 円} \times 8 \text{ 枚}) - 220 \text{ 円 (手数料)} = 340 \text{ 円 (払いもどし額)}}$$